

鹿 児 島 県 公 報

平成27年12月11日（金）第3170号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

○水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則（※）（水産振興課取扱い） 1

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援

医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2

○漁獲共済に係る区域及び区分の設定（水産振興課取扱い） 2

○漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（3件）（水産振興課取扱い） 3

○道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 4

○道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 4

○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 5

○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 6

○都市計画道路の変更（2件）（都市計画課取扱い） 6

公 告

○一般競争入札公告（管財課取扱い） 7

警 察 本 部 告 示

○簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報（警務課取扱い） 10

規 則

水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月11日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

鹿 児 島 県 規 則 第 33 号

水産業協同組合検査規則の一部を改正する規則

水産業協同組合検査規則（昭和27年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条を次のように改める。

（検査の方法）

第2条 検査は、組合の事務所、倉庫、事業場その他組合の業務に直接又は間接に関係のある場所において実地検査の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類につき検査を行うことができる。

第3条本文中「及び財産」を「又は会計」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「及び財産」を「又は会計」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条の見出し中「立合」を「立会い」に改め、同条中「に際して」を削り、「理事」を「役員」に、「の責任者が1名以上立ち合う」を「責任者1人以上を立ち合わせて行う」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（検査員証の提示）

第6条 検査員は、検査に際しては、その身分を証明する検査員証（別記様式）を携帯し、関

係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第7条から第9条までを次のように改める。

（検査の延期又は中止）

第7条 検査員は、検査に際し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検査を延期し、又は中止することができる。この場合においては、検査員は、直ちにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 第5条の者を立ち合わせることができないとき。

(2) 検査に必要な帳簿、書類等の大部分が検査の場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることが困難であるとき。

(3) 検査に必要な帳簿、書類等の記載が著しく不備であるため、検査の目的を達することが困難であるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、特別な事情により検査を行うことができないとき。

（検査終了後の措置）

第8条 検査員は、検査を終了したときは、組合の役員に対して検査の結果についての講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

第9条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告するものとする。

2 知事は、検査の結果について組合に検査書を交付する。

3 知事は、必要と認めるときは、前項の検査書に対する今後の措置又は方針等について組合に報告を求める。

4 前項の規定により報告を求められた組合は、理事会において協議し決定された報告書に議事録の写し及び監事の意見書を添えて、知事に提出しなければならない。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別記様式中「別記様式（第1条関係）」

別記様式中「別記様式（第6条関係）」

「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式裏中「呈示する」を「提示する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第1039号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
有限会社ケーアイ調剤薬局五代店	薩摩川内市上川内町3306番地	平成27年11月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1040号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年12月11日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成26年10月3日鹿児島県告示第966号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域	区 分
薩摩川内市下甌町青瀬区域 (薩摩川内市下甌町青瀬の地区)	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業 (2) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (3) 主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (4) ぶり雑魚定置漁業，雑魚定置漁業及び小型定置漁業 (5) ぶり飼付漁業 (6) (1)から(5)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第1041号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成27年12月11日から同月25日まで鹿児島市漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島市南林寺町17番15-702号 重信雅彦
鹿児島市田上5丁目10番17号 竹智譽
鹿児島市下荒田三丁目42番13号 迫和男
- 2 加入区
鹿児島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
鹿児島市漁業協同組合

鹿児島県告示第1042号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成27年12月11日から同月25日まで江口漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
日置市東市来町湯田741番地 久木留秀行
日置市東市来町伊作田1746番地 濱田藤人
日置市東市来町伊作田2018番地 神宮司政勝
- 2 加入区
江口加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
江口漁業協同組合

鹿児島県告示第1043号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を平成27年12月11日から同月25日まで十島村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 発起人の住所及び氏名
鹿児島郡十島村宝島53番地 前田功一
鹿児島郡十島村大字悪石島20番地 有川和則
鹿児島郡十島村諏訪之瀬島103番地 伊東典親
- 2 加入区
十島加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
十島村漁業協同組合

鹿児島県告示第1044号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町広瀬字楽田3391番7地先から同町広瀬字池ノ原1910番1地先まで	前	18.5～30.8	236.1
			後	9.7～14.5	248.2
			後	16.7～32.6	236.1

鹿児島県告示第1045号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年12月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	薩摩郡さつま町広瀬字楽田3391番7地先から同町広瀬字池ノ原1910番1地先まで	平成27年12月11日

鹿児島県告示第1046号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年12月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町本別府字柳村679番1地先から725番3	前	5.8～8.7	219.5

	地先まで 南九州市川辺町本別府字柳 村684番2地先から725番3 地先まで	前	11.3～21.5	220.0
	地先まで 南九州市川辺町本別府字柳 村679番1地先から725番3 地先まで	後	5.8～31.7	224.8
	地先まで 南九州市川辺町本別府字柳 村684番2地先から725番3 地先まで	後	11.3～21.5	220.0

鹿児島県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年12月11日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	霜出川辺線	南九州市川辺町本別府字柳村684番2地先から725番3地先まで	平成27年12月11日

鹿児島県告示第1048号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	南種子町	急・ユルギ傘田1, 急・ユルギ傘田2, 急・西廣田傘田1, 急・仁賀田1, 急・長久保1, 急・野久尾1, 急・大田宇都1, 急・小峯傘田1, 急・黒川田1, 急・片板2, 急・黒川田2, 急・浦宇都1, 急・八幡田1, 急・宮田1, 急・西俣山1, 急・牧田1, 急・石走1, 急・白崩1, 急・藤田1, 急・岩屋1, 急・井料田1, 急・麻津1, 急・麻津2, 急・麻津3, 急・市ノ坪1, 急・水牛2, 急・田ノ平1, 急・朝日田2, 急・徳瀬1, 急・前ノ田1, 急・長田3, 急・瀬戸口1, 急・廣田宅地3, 急・林3, 急・廣濱1, 急・立石1, 急・大路中ノ1, 急・植松1, 急・安土山1, 急・平九郎1, 急・宇都1, 急・小笹1, 急・龍庵坂1, 急・岩ヶ崎1, 急・廣濱2, 急・田中1及び急・安土山2
土石流	南種子町	土・和田打川1, 土・浦宇都1, 土・西俣山1, 土・岩屋1, 土・廣丸1, 土・麻津1, 土・大谷1, 土・中嵐1, 土・立石1, 土・立石2, 土・立石3, 土・立石4, 土・大路中ノ1, 土・大路中ノ2, 土・六郎畑1, 土・小渡瀬

		1, 土・小渡瀬2, 土・小渡瀬3, 土・古笠1, 土・宇都1, 土・夏田菌1, 土・夏田菌2, 土・大脇1, 土・大脇2, 土・大脇3, 土・大脇4, 土・大脇5, 土・有鹿野1, 土・平九郎1, 土・宇都2及び土・宇都3
--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1049号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	南種子町	急・ユルギ牟田1, 急・ユルギ牟田2, 急・西廣田牟田1, 急・仁賀田1, 急・長久保1, 急・野久尾1, 急・大田宇都1, 急・小峯牟田1, 急・黒川田1, 急・片板2, 急・黒川田2, 急・浦宇都1, 急・八幡田1, 急・宮田1, 急・西俣山1, 急・牧田1, 急・石走1, 急・白崩1, 急・藤田1, 急・岩屋1, 急・井料田1, 急・麻津1, 急・麻津2, 急・麻津3, 急・市ノ坪1, 急・水牛2, 急・田ノ平1, 急・朝日田2, 急・徳瀬1, 急・前ノ田1, 急・長田3, 急・瀬戸口1, 急・廣田宅地3, 急・林3, 急・廣濱1, 急・立石1, 急・大路中ノ1, 急・植松1, 急・安土山1, 急・平九郎1, 急・宇都1, 急・小笹1, 急・龍庵坂1, 急・岩ヶ崎1, 急・廣濱2, 急・田中1及び急・安土山2
土石流	南種子町	土・和田打川1, 土・岩屋1, 土・廣丸1, 土・麻津1, 土・大谷1, 土・中嵐1, 土・立石1, 土・立石2, 土・大路中ノ1, 土・大路中ノ2, 土・六郎畑1, 土・大脇2, 土・大脇3, 土・大脇4, 土・大脇5, 土・有鹿野1, 土・平九郎1, 土・宇都2及び土・宇都3

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1050号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・4号港線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

枕崎市立神本町の一部

鹿児島県告示第1051号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 加世田都市計画道路
- (2) 名称 3・4・2号向江万世線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

南さつま市加世田大字唐仁原字元寺、字門ノ口、字南園、字二重、字山下及び字井樋屋敷の各一部

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成27年12月11日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
GM管式サーベイメータ 95台
シンチレーションサーベイメータ 19台
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成27年12月11日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年1月21日午前11時30分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年1月21日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地

方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

GM tube type survey meter:95set

Scintillation survey meter:19set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:30 a.m. 21 January 2016

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

警 察 本 部 告 示

鹿児島県警察本部告示第1号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のように定めた。

平成27年12月11日

鹿児島県警察本部長 種部滋康

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
鹿児島県警察職員（技術職員）採用試験	総合得点，総合順位及び種目別得点	合格発表の日から起算して1月間	鹿児島県警察本部